

令和7年第5回早島町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和7年5月12日（月）

開会時刻：10時00分 閉会時刻：10時40分

2. 早島町役場 2階 第一會議室

3. 出席委員

1番 高畠 正人

2番 栗坂 一郎

3番 林 正

4番 原 勝

5番 安原 輝夫

6番 日笠 太（会長）

7番 眞鍋 和崇

8番 増田 利之

9番 佐藤 周二

10番 片岡 正夫

推進委員 佐藤 省三

4. 欠席委員

なし

5. 傍聴人数

なし

6. 議事日程

議案第6号 農地法第3条（使用貸借権の設定）許可申請について

議案第7号 令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表案について

議案第8号 令和7年度最適化活動の目標の設定等案について

報告第3号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

7. 農業委員会事務局員

事務局長 安原 隆治

書記 片山 理恵

書記 杉本 和也

書記 山崎 拓哉

事務局（山崎 拓哉君）

資料の差替えと追加についてお伝えさせていただきます。まず資料3ページ位置図①について、記載に誤りがあり申し訳ございません。資料3ページ位置図①については、本日お配りしている差替分のものをご覧いただけたらと思います。

また、もう1部カラー印刷の農林水産省発行のチラシをお配りさせていただいております。不足はございませんでしょうか。

事務局長（安原 隆治君）

ただいまから令和7年第5回早島町農業委員会を開会いたします。

はじめに会議の成立についてご報告いたします。本日は出席委員10名、欠席委員0名でございます。農業委員会等に関する法律第27条により、在任委員の過半数の方がご出席しておりますので、本日の会議は成立しておりますことをご報告いたします。

それでは、以降の議事進行は日笠会長によろしくお願ひいたします。

議長（日笠 太君）

これより議事に入ります。まず議事録署名委員の指名を行います。私の方で指名してよろしいでしょうか。

【異議なしの声あり】

議長（日笠 太君）

それでは、議事録署名委員は、9番の佐藤 周二委員、10番の片岡 正夫委員にお願いします。

【両委員了承】

議長（日笠 太君）

それでは、日程1の議案第6号 農地法第3条（使用貸借権の設定）許可申請についてを議題といたします。なお、議案第6号番号1について、3番 林 正委員は利害関係人でありますので、林委員には一時退室を求めます。

【林委員退室】

議長（日笠 太君）

それでは、事務局、説明してください。

事務局（杉本 和也君）

議案第6号に入る前に、先ほどお配りしたカラーのチラシをご覧ください。ご説明

が遅くなつて大変申し訳ありません。この4月から農地の貸借のやり方が法改正に伴つて抜本的に変わつておりますので、議案第6号も関連してまいりますので、最初にご説明をさせていただきます。チラシにあります通り、昨年度までについては農地中間管理機構を使った農地貸借と、農地中間管理機構を通さない市町村計画というもののが混在しているような形になつてきました。4月からは、昨年作成させていただいた地域計画がある地域については農地中間管理機構（農地バンク）による農地の貸借が原則になつています。この地図が作成されていない地域、早島町では前潟地区の農振農用地で作成させていただいていますが、例えば今回の議案の金田とか畠岡の方の農地貸借についてどうしていくかというと、これまで市町村が作成した農用地利用集積計画から、農地バンクを経由した農用地集積等促進計画に移行、これが前潟地区になります。それ以外の地域については、農地法に基づいて農業委員会の許可を得て権利設定を行います。今回の議案書の2ページの農地法第3条の許可申請になります。前潟地区については農地バンクで、それ以外の地域については農地法第3条という整理をしていただけたらと思いますが、農業委員会についての審査の仕方は変わらなくて、ちゃんと借り受ける方がきちんと耕作できる方かどうかという点についての審査のポイントとしては、農地バンクであろうと、農地法第3条であろうと農業委員会としては審査の仕方は変わらないので手続きが2つにわかれるというところでご理解いただけたらと思います。

事務局（山崎 拓哉君）

それでは、日程1の議案第6号の説明をさせていただきます。議案書2ページをご覧ください。

まず申請番号1について、農地の所在は早島字西野田●●●●番地●、地目が田、面積が1860m²です。利用権の種類は使用貸借権で、貸付人は早島町早島●●●●番地にお住いの●●●相続人代表 ●● ●●さん、借受人は早島町早島●●●●番地にお住いの● ●さんであり、申請事由につきまして、譲渡人は労力不足によるもの、譲受人は相手方の要望によるものとなっております。位置図は3ページです。説明は以上です。

議長（日笠 太君）

ただいまの説明に関して現地確認の結果を8番 増田 利之委員からよろしくお願いします。

8番（増田 利之君）

5月8日に現地確認を行いました。場所は山陽自動車道と町営噂島団地との間で、昨年まで●● ●●さんが耕作されていました。申請人の近隣農地も●さんが耕作をされているのでなんら問題ないと思います。

議長（日笠 太君）

ありがとうございました。これより質疑に入ります。何か質疑がありませんか。

【質疑応答なし】

議長（日笠 太君）

その他、ご意見等ありませんか。

【質問、意見なし】

議長（日笠 太君）

ないようでありますので、議案第6号・番号1については許可したいと思います。
いかがでしょうか。

【異議なしの声】

議長（日笠 太君）

ないようでありますので、議案第6号・番号1については許可されました。
ここで、林委員の入室を認めます。

【林委員入室】

議長（日笠 太君）

続いて番号2について、事務局説明してください。

事務局（山崎 拓哉君）

引続き、議案書2ページをご覧ください。番号2について、農地の所在は早島字西野田●●●●番地、地目が田、面積が1174m²です。利用権の種類は使用貸借権で、貸付人は早島町早島●●●●番地にお住いの●●●相続人代表 ●● ●●さん、借受人は早島町早島●●●●番地にお住いの●● ●●さんであり、申請事由につきまして、貸付人は労力不足によるもの、借受人は相手方の要望によるものとなっております。位置図は3ページです。

説明は以上です。

議長（日笠 太君）

ただいまの説明に関して現地確認の結果を8番 増田 利之委員からよろしくお願ひします。

8番（増田 利之君）

5月8日に現地確認を行いました。場所は山陽自動車道と町営噂島団地との間で、ここも昨年まで●● ●●さんが耕作されていました。申請地の東側の田んぼなんですけどそこは●●さんが所有されており、工作に対しては丁寧な作業を心掛けられている方で、隣を耕作されることについては問題はないと思います。

議長（日笠 太君）

ありがとうございました。これより質疑に入ります。何か質疑がありませんか。

【質疑応答なし】

議長（日笠 太君）

その他、ご意見等ありませんか。

【質問、意見なし】

議長（日笠 太君）

ないようでありますので、議案第6号・番号2については許可したいと思います。いかがでしょうか。

【異議なしの声】

議長（日笠 太君）

ないようでありますので、議案第6号・番号2については許可されました。

続きまして、日程2の議案第7号 令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表案について を議題といたします。

それでは、事務局、説明してください。

事務局（山崎 拓哉君）

議案書4ページから9ページをご覧ください。令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表案を事務局にて作成しました。加筆・修正点についてご審議いただければと思います。説明は以上です。

議長（日笠 太君）

ありがとうございました。これより質疑に入ります。何か質疑がありませんか。

9番（佐藤 周二君）

4ページの大きい1番の表で農業委員数が10名とありますけど、その内訳としていろいろと特徴的な項目が出ているんですが、中立委員というのがありますね。その

意味はどういう意味ですか。といいますのが農業委員である以上は公選されてなおかつ町長から委嘱を受けているわけですから、皆さん公正中立で仕事をされているはずなんですから。あえてここに書く意味があるんでしょうか。

事務局（杉本 和也君）

中立委員という意味としては、農業委員会の中に農業に関して利害関係を有しないもの、農業者じゃない人を1名以上入れましょうという決まりになっています。早島町農業委員会では中立委員は真鍋さんが勤められています。中立委員は法律で置かなければならぬ。議案第7号と第8号は国が定める様式でありまして、こちらの表のとおり女性とか40代、中立委員の可否について記載をする必要がございまして、このように書かせていただいております。

9番（佐藤 周二君）

そういう決まりになっているんですか。そういう決まりがおかしいんじゃないかなと思います。様式を直して、10人と入れておけばいいんじゃないかな。

10番（片岡 正夫君）

同じく今の表で同様にこの書き方でいったら、合計が10になるような表になるのが普通じゃないかと思うんです。農業委員は10人いるのに、2人と1人と1人で4人にしかならないんですけど、あの6人はどうなっていますか。

事務局（杉本 和也君）

内訳を書く以上合計は出すのですが、意味合いとしては、他の方は農業者でもないし、女性でもないし、40代以下でもないし、中立委員でもない農業委員ということになるんですけども、ちょっとわかりづらいので、ここは確かに各農業委員会で少し匙加減があってもいいと思うので、県とも相談してわかりやすくしていただくということで、並行して相談させてください。これは公表するので見た人がわかりやすいと思うので。

事務局長（安原 隆治君）

こここの10人ですが、農業委員さんが10人いて、その中で次に該当する人が何人ということになりますので、認定農業者が2人、40歳以下は1人、中立委員は1人。極端に言えば女性が40歳以下で認定農業者だったら、その人は女性で1、40歳以下で1、認定農業者で1というような形で数えるので、1人が複数回計上されるというような認識でお願いします。

10番（片岡 正夫君）

だったらこの書き方がおかしいと思うが、国の様式だから仕方ないですね。

1番（高畠 正人君）

現在の日時が、令和6年4月1日になっているが、これは令和7年ではないのか。

事務局（杉本 和也君）

ご指摘ありがとうございます。令和6年度の4月1日現在なので、この下の大きい1番農業委員会の現在の体制は令和6年4月1日現在を書かなければならぬので8月5日になっているのがおかしいですね。前の任期を書かなければいけないので、令和6年じゃなくて令和3年8月5日から任期満了年月日が令和6年8月4日になつていなければいけません。ありがとうございます。

この次の議案にあります令和7年の目標で令和7年4月1日現在がありますのでそちらについては令和6年8月5日から令和9年8月4日にさせていただいています。

4ページの方の農業委員会の現況、令和6年4月1日については、令和3年8月5日から令和6年8月4日が正しい日付になっております。お詫びして訂正させていただきます。

7番（眞鍋 和崇君）

5ページの課題のところなんですけど、例年通り農業者を取り巻く経営環境のことについて記載をされているわけですが、今現在のその経営環境に対する課題として大きなものとしては、やはり資材の高騰であったり燃料の高騰であったり、そういう外的要因なんかも大きく農地の確保有効利用を困難とする原因の一つになつてきているのではなかろうかなと考えるんですけども、そういう課題についてはその都度社会情勢を踏まえながら更新をしていくということが必要かなと思いますが、いかがでしょうか。

事務局（杉本 和也君）

ありがとうございます。今5ページの現状と課題については、令和6年度に作成したもののがそのままのつているので、資材高騰なんかは7年度の現状と課題のところに反映させていただけたらと思います。

議長（日笠 太君）

その他、ご意見等ありませんか。

【質問、意見なし】

議長（日笠 太君）

ないようありますので、議案第7号については事務局案で決定したいと思います。いかがでしょうか。

【異議なしの声】

議長（日笠 太君）

ないようありますので、議案第7号については事務局案で決定されました。

続きまして、日程3の議案第8号 令和7年度最適化活動の目標の設定案について、事務局、説明してください。

事務局（山崎 拓哉君）

議案書10ページから12ページをご覧ください。令和7年度最適化活動の目標の設定案を事務局にて作成しました。本案件も議案第7号と同様、加筆・修正点についてご審議いただければと思います。説明は以上です。

議長（日笠 太君）

ありがとうございました。これより質疑に入ります。何か質疑がありませんか。

10番（片岡 正夫君）

10ページの認定農業者と基本構想基準到達者、中段の2農家・農地等の概要が前年と変わってきたというはどういう位置づけで。

事務局（杉本 和也君）

10ページの認定農業者と基本構想の水準到達者ですが、令和6年に認定農業者の更新をされなかつた方、基本構想推移到達者というのが認定農業者ではないが、認定農業者並みの経営をしている方のことを指しております、更新をされなかつた方が3人おられて、ただその方々は同じ水準で農業を続けられておりますので、認定農業者ではなくて、基本構想水準到達者の方にカウントさせていただいております。数としては4ページも6ページも7人になっております。

10番（片岡 正夫君）

続けてなんですが、その認定農業者から基本構想の方に参入申請されなかつたからという言い方なんですが、何か農業を営む上で認定農業者と基本構想になった方々と、国とか県とかに対する恩恵とかいうのは違いがあるんですか。

事務局（杉本 和也君）

ありますね。認定農業者でなければ補助金の対象にならなかつたりするので、基本構想水準に到達されたからと言って補助が受けられるわけではないので、その辺も更新しなければ補助とか交付を受けられなくなる見込みがありますよという説明しているんですが、そこまでしなくてもいいということで3人の方は更新されなかつたというところもあります。

10番（片岡 正夫君）

それは役場の方からも、その方々に説明したうえでということですね。

事務局（杉本 和也君）

そうですね。認定農業者の期限を迎えるにあたり当然町としては更新していただきたいが、いろいろなご事情でされなかつたということです。

10番（片岡 正夫君）

ありがとうございます。

7番（眞鍋 和崇君）

2番の農家農地等の概要について教えていただきたい。40代以下の方が6年度の実績では1人という風になっていたんですが、今回4人になっているんですが、4人の方が新たに農業従事者として増えたという認識でいいのでしょうか。

事務局（杉本 和也君）

それについては農業構造の動態調査の数値を書かせていただいているんですが、事務局としてはこの4人がどの方なのか把握ができていなくて、国の調査に基づく客観的な数値を書かせていただいております。言われた通り4人の方が新たに増えたということになっておりますがどなたかの把握はできません。

7番（眞鍋 和崇君）

それはしょうがないです。あとはさっき6年度のところで申し上げた課題については新たに検討いただきたいなと思います。

事務局（杉本 和也君）

ぜひそこは反映させていただきたいので具体的に言うと11ページの大きい1番の（1）農地の集積の課題のところで、今6年度と同じことを書いているんですけども、農業従事者の減少、高齢化、後継者不足、農地の分散、この間に農業資材の高騰を追記させていただいて、農業用水路等の土地基盤不整備により、農地の有効利用を図ることが困難となっていると。その間に資材高騰も集積の課題になっているという点について追記させていただければと思っております。

7番（眞鍋 和崇君）

あと12ページのところで、新規参入の促進と書かれたところで課題としてはもうその通りなのかなというふうに思うんですが、前回の農業委員会の議題であった地域整備計画の見直しについて、地域整備計画書の計画書の策定についてのところで、新規参入も含めて例えばその施策を打ってあるとか、その経営環境の整備に向けてその資材や機械のその導入についての補助なんかも検討するというふうに書かれている

わけですけれども、課題としてそういう認識があるからその機械としての整備を補助するんだというふうに繋げていかないといけないと思うので、新規参入促進のとこでやっぱり機械導入に対するコストが非常にかかると、機材資材導入についてのコストがかかるということをちょっとこう書いておけばその後の政策展開に生かされるんじやなかろうかなというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

事務局（杉本 和也君）

そうですね。

7番（眞鍋 和崇君）

資金や農地の確保というところに含まれてるのかなとは思うんですが。

事務局（杉本 和也君）

4ページの課題のところの農業経営を開始する際の資金に機械のところは含めさせてもらっています。

事務局長（安原 隆治君）

先ほど眞鍋委員の言われたように、早島農業振興地域整備計画の総合見直しをしている中で、ただ今現在案の段階であります。どこまでのものが7年度農業委員会としての考え方が落とし込めるかというのはちょっと精査させていただけたらと思います。今の計画が、県による承認をもらえたなら当然8年度なんかは結構この辺とか、書きぶりが大幅に変わってくるんじゃないかなというふうに認識しております。ただ、ただ今現在どこまでそれが落とし込めるかというのは、ちょっと検討させていただきたいと思います。ご意見ありがとうございました。

1番（高畠 正人君）

新規参入の定義なんんですけど、今まで親がやってて、亡くなって相続して、今まで農業に関わってなかったけど、設備もあるしやろうかなという人は新規参入なんですか、それとも継続になるんですか。

事務局（杉本 和也君）

そういう方々は新規参入の方に該当はしてきます。

1番（高畠 正人君）

そういう方への案内は何かされるんですか。

事務局（杉本 和也君）

案内までは正直できていなくて、ご相談とかがあった時に個別で対応はしているような状況です。

1番（高畠 正人君）

町に相談するという気になるかどうかということです。そこで例えば集約の話も出てくるでしょうし、その方がもしかしたら拡大してくれるかもしれないし。きっかけになるような何かそういうアクションを取った方がいいとは思うんですが。なかなかそういう機会がわからないとは思うんですけど。

事務局（杉本 和也君）

そういう方がおられたらぜひ教えていただけたら。

2番（栗坂 一郎君）

今の件なんですけど、相続のときにそれを一緒に案内を入れれば、問題は簡単じゃないかなと、解決するのにね。誰かが相続するわけですから。

事務局（杉本 和也君）

そうですね、確かに。

1番（高畠 正人君）

町がわかるのは相続登記された時ですね。

2番（栗坂 一郎君）

1年以内に今相続しないといけないのではないか。

1番（高畠 正人君）

ちょっと遅れるかなっていう気が。

事務局（杉本 和也君）

そうですね。

2番（栗坂 一郎君）

年に1回しかとれないので。

1番（高畠 正人君）

少なくとも1年に以内にはわかります。

議長（日笠 太君）

その他、ご意見等ありませんか。

【質問、意見なし】

議長（日笠 太君）

ないようでありますので、議案第8号については事務局案で決定したいと思います。いかがでしょうか。

【異議なしの声】

議長（日笠 太君）

ないようでありますので、議案第8号については事務局案で決定されました。続きまして、日程4の報告第3号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局、説明してください。

事務局（山崎 拓哉君）

議案書13ページをご覧ください。報告第3号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、早島町早島●●●●番地の●● ●●さんの農地を、相続により早島町早島●●●●番地にお住いの●● ●●さんが所有権を取得されました。

農地の所在は早島字壱丁田●●●●番地●、地目が田、面積が1196m²、早島字壱丁田●●●●番地●、地目が田、面積が1751m²、早島字関当●●●●番地●、地目が田、面積が2745m²、早島字金池田●●●●番、地目が田、面積が582m²で位置図は14ページです。説明は以上です。

議長（日笠 太君）

ただいまの説明に関して、質疑・意見などありませんか。

【質疑、意見なし】

議長（日笠 太君）

ないようでありますので、以上で報告第3号を終わります。それではその他について、事務局から説明をお願いします。

事務局（山崎 拓哉君）

議案書15ページをご覧ください。次回の農業委員会は6月11日水曜日、10時からを予定しております。場所は2階の第一会議室です。また議案書を送付いたしましたのでご確認ください。

以上でその他の報告事項を終わります。

議長（日笠 太君）

以上で、本日の議案は全て終了しました。
令和7年第5回早島町農業委員会を閉会いたします。